| | |
|---|---|
| 五　情報処理の促進に関する法律第十七条（同法第二十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録の消除に関する事務<br>［六・七　略］ | 五　情報処理の促進に関する法律第二十条（同法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録の消除に関する事務<br>［六・七　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

**第二条**　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **第百六条**　第二条の表百四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。<br>一　情報処理の促進に関する法律第十二条第一項の情報処理安全確保支援士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報<br>二　情報処理の促進に関する法律第十五条第一項（同法第二十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報<br>［三・四　略］ | **第百六条**　［同上］<br>一　情報処理の促進に関する法律第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報<br>二　情報処理の促進に関する法律第十八条第一項（同法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報<br>［三・四　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この命令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

## ○デジタル庁経済産業省令第二号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、並びに情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂
経済産業大臣　武藤　容治

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（令和二年経済産業省令第七十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （業務方法書の記載事項）<br>**第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項に規定する主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。<br>一　法第五十一条第一項第一号に規定するプログラムの開発に関する事項<br>二　法第五十一条第一項第二号に規定するプログラムの普及に関する事項<br>三　法第五十一条第一項第三号及び第四号に規定する債務の保証に関する事項<br>四　法第五十一条第一項第五号に規定する技術上の評価及び情報処理サービス業を営む者の事業の適正な実施に必要な能力の評価に関する事項<br>五　法第五十一条第一項第六号に規定するサイバーセキュリティに関する講習に関する事項<br>六　法第五十一条第一項第七号に規定する調査及びその成果の普及に関する事項<br>七　法第五十一条第一項第八号に規定する異なる複数の情報システムの連携の仕組み並びに当該連携に係る運用及び管理の方法に関する調査研究並びにその成果の普及その他の当該連携の促進に関する事項<br>八　法第五十一条第一項第九号に規定する情報処理システムの整備及び管理に関するデータの標準化に係る基準の作成、技術的助言、情報の提供その他必要な協力に関する事項 | （業務方法書の記載事項）<br>**第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項に規定する主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。<br>一　法第五十一条第一項第一号に規定するプログラムの開発に関する事項<br>二　法第五十一条第一項第二号に規定するプログラムの普及に関する事項<br>三　法第五十一条第一項第三号及び第四号に規定する債務保証に関する事項<br>四　法第五十一条第一項第五号に規定する技術上の評価及び情報処理サービス業を営む者の事業の適正な実施に必要な能力の評価に関する事項<br>五　法第五十一条第一項第六号に規定するサイバーセキュリティに関する講習に関する事項<br>（新設）<br>六　法第五十一条第一項第七号に規定する調査及びその成果の普及に関する事項<br>七　法第五十一条第一項第八号に規定する異なる複数の情報システムの連携の仕組み並びに当該連携に係る運用及び管理の方法に関する調査研究並びにその成果の普及その他の当該連携の促進に関する事項<br>八　法第五十一条第一項第九号に規定する情報処理システムの整備及び管理に関するデータの標準化に係る基準の作成、技術的助言、情報の提供その他必要な協力に関する事項 |